

【医療費控除に関する明細書の提出義務化について】

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

【スマホ専用画面について】

いつでもどこでもスマホで申告

平成31年1月から、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」に「スマホ専用画面」が設けられます。

「スマホ専用画面」は、給与所得者(年末調整済み)で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をされる方がご利用いただけるもので、スマホやタブレットでも画面が見やすく、また、操作しやすくなっており大変便利です。

平成30年分の確定申告は、是非、スマホで行ってください。

税務署で発行を受けたID・パスワードをお持ちの方は、申告に必要な情報と併せてIDとパスワードを入力すれば、簡単にe-Taxで申告することができます。

また、ID・パスワードをお持ちでない方は、最寄りの税務署で発行していますので、確定申告に向けて事前取得をお願いします(※)。

※ID・パスワードの取得の際に申告者ご本人の運転免許証(写しでも可)などの本人確認書類が必要です。

【公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について】

公的年金等を受給されている方へ ~確定申告不要制度のお知らせ~

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

問 太田税務署 ☎0294-72-2171

常陸大宮市職員採用試験(心理職)について

常陸大宮市職員採用試験(心理職：4月1日採用予定)を次のとおり実施します。

○試験区分及び採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
心理職	1名	主に教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関等において、心理学的判断、相談、指導等の業務に従事します。

○受験資格

職種・試験区分	受験資格要件等
心理職	昭和53年4月2日以降に生まれ、次の1~5のいずれかに該当する方 1. 精神科医 2. 公認心理師 3. 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授または講師(常勤勤務をするものに限る)または、助教の職にある方またはあった方 4. 財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定に係る臨床心理士 5. スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

○試験の概要、合格発表

採用試験	面接試験 日時：平成31年2月18日(月) 午前9時30分受付開始 午前10時00分試験開始 会場：常陸大宮市役所(中富町3135番地の6)
合格・内定通知	2月下旬 受験者に合否の結果を郵送で通知します。

○試験の方法

面接試験	個別面接により、主として人物についての評定を行います。
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するか検査を行います。医療機関において診断を受け、身体検査書を提出していただきます。
資格調査	受験資格の有無を確認します。

○受付期間 1月28日(月)~2月12日(火)

申込・問 本庁総務課職員G ☎52-1111 内線321